

神警協発第 87 号

令和 3 年 2 月 16 日

警備業者 各位

一般社団法人神奈川県警備業協会
会 長 島 山 操

令和 3 年度現任警備員教育の実施について（ご案内）

謹啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当協会の警備員教育等業務各般について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年度の現任警備員教育につきましては、下記のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

謹白

記

1 教育実施期間

令和 3 年 4 月 1 日（水）から令和 4 年 3 月 31 日（水）まで

2 教育日程

（当協会ホームページ <http://www.shinkeikyo.or.jp/> に掲載）

「令和 3 年度現任警備員教育実施日程表」のとおり

3 教育実施場所

（1）横浜会場

横浜市中区寿町 2-5-1 川本工業ビル 5 階 協会研修室等

別紙 「現任警備員教育受講案内」参照

※都合により講習会場を変更する場合があります。

（2）川崎会場（未定）

講習会場が決定次第ご連絡いたします。

（3）会場には専用駐車場及び駐輪場はありません。公共交通機関の利用をお願いします。

4 教育計画及び教育事項等

別添 1 「令和 3 年度現任警備員教育計画書（1 号業務・2 号業務）」のとおり

3 号業務にあつては、当協会では現任警備員教育を行いません。

5 教育時間等

（1）（一社）神奈川県警備業協会 5 階及び 7 階研修室

ア 受付時間

午前 8 時 40 分から午前 9 時 10 分

イ 教育時間等

午前 9 時 20 分から午前 11 時 30 分 (基本教育 2 時間)

午後 0 時 10 分から午後 3 時 45 分 (業務別教育 3 時間)

(2) 川崎会場ほか

ア 受付時間

午前 9 時 20 分から午前 9 時 40 分

イ 教育時間等

午前 9 時 50 分から午後 0 時 00 分 (基本教育 2 時間)

午後 0 時 40 分から午後 4 時 15 分 (業務別教育 3 時間)

(3) 当協会で行う現任警備員教育の時間は、別添 1 「令和 3 年度現任警備員教育計画書」に基づき法定の教育時間「10 時間以上」のうち、基本教育「2 時間」、業務別教育「3 時間」の合計 5 時間をパターン A・Bで行います。内容が異なりますので、A・Bそれぞれを受講していただきますよう申込みの際、配意願います。

なお、当協会で行った現任警備員教育を受講した事実にあつては、受講者(代表者)を通じて所属する警備業者の代表者様宛に「教育実施簿」を交付いたしますので、警備員指導教育責任者にあつては確認のうえ署名押印し、対象警備員名簿の教育実施状況欄に記載すると共に、貴社で行った教育事項についても教育実施簿を作成のうえ整備しておいてください。

6 受講料

◇ 会員 1 名につき、2,300 円

◇ 非会員 1 名につき、4,600 円

受講料は、講習終了後 1 週間以内に、受講人数及び受講事実を確認のうえ下記口座に振込み願います。

また、会計処理の都合上、令和 3 年度の受講料は令和 4 年 3 月 22 日までに、令和 4 年度の受講料は、4 月 1 日以降に納入されますようお願いいたします。

振込先

横浜銀行本店 普通預金口座 0362083

一般社団法人神奈川県警備業協会 会長 畠山 操

7 受講定員

各回 30 名

(申込期間前に定員となった場合は当協会のホームページで、お知らせします。)

※新型コロナウイルス感染症対策実施期間中は、受講定員を 30 名とします。

8 受講申込要領

(1) 受講希望社にあつては「令和 3 年度現任警備員教育実施日程表」を確認のうえ、当協会ホームページ <http://www.shinkeikyo.or.jp/> に掲載の「現任警備員教育受講申込書(様式 1)、現任警備員教育受講者明細書(様式 2)」により申込みいただき

ますようお願いいたします。

(2) 令和3年10月から令和4年3月実施分の受講申込みについては、令和3年8月2日から受付を開始します。

(3) 受講申込みは受講者名簿の整理の都合上、受講日の1週間前までに、別添「現任警備員教育受講申込書(様式1)」及び「現任警備員教育受講者明細書(様式2)」に記入の上、(一社)神奈川県警備業協会

FAX 045-225-8707

に送信してください。

◇ 受講者の氏名等、記入漏れのないようお願いいたします。

◇ 指導教育責任者・検定資格者等の有資格者で、一部教育免除対象者については、現任警備員受講者明細書の備考欄に該当する資格名を記入してください。

以上

※ 現任警備員教育注意事項

受講者の方に示達願います。

1 教育時間等について

(1) (一社)神奈川県警備業協会5階及び7階研修室

ア 受付時間

午前8時40分から午前9時10分

イ 授業開始時間

・午前開始時間 午前9時20分～

・午後開始時間 午後0時10分～

(2) 川崎会場ほか

ア 受付時間

午前9時20分から午前9時40分

イ 授業開始時間

・午前開始時間 午前9時50分～

・午後開始時間 午後0時40分～

* 受付時間前に研修室には入室できません。

待合室はありませんので、ご注意ください。

(3) 勤務時間を理由に早退を申し出る方がおられますが、講習時間の関係から認めておりませんので、申込担当者の方は勤務時間等を考慮していただくとともに受講者に周知願います。

(4) 急用で退出する場合は協会事務局へ、お申し出ください。

教育時間(5時間)に満たない場合、教育実施簿を交付できない場合があります。

2 受講に相応しい服装・言動等礼節を保つようお願いします。

3 指定場所以外での喫煙は厳禁とし、講義中は携帯電話の使用を禁止いたします。

緊急の要件は協会事務局まで連絡願います。

4 各自のゴミは持ち帰りとなっておりますので、ご協力願います。

5 受講者の変更、欠席等については早めに協会事務局まで電話若しくはFAXにて連絡願います。また、予約なしに受講に来られた場合、会場の都合で受講をお断りする場合がありますので事前に申込手続きを、必ずしてください。

6 新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染の疑いのある症状がある場合は、受講を遠慮願います。

令和3年度 現任警備員教育計画書（1号業務）

教育区分	教育事項	パターン	内 容	教育方法	教育時間数		実施者
					Aパターン	Bパターン	
基本教育	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。	A	○ 警備業の意義と重要性 ○ 警備業法第15条「警備業務実施の基本原則」	講 義	70分	70分	(一社)
		B	○ 警備員の使命と心構え ○ 警備員の資質の向上				
	ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。	A	○ 警備業法の概要、憲法		70分	70分	
		B	○ 刑法、刑事訴訟法、遺失物法				
ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。	A	○ 警察機関等への連絡、通報要領 ○ 負傷者への救護と危険防止の措置及び避難誘導 ○ 現場保存	講義及び実技	50分		神奈川県警備業協会講師	
	B	○ 救急蘇生法 等			50分		
業務別教育	イ 警備業務対象施設における人又は車両等の出入の管理の方法に関すること。	A	○ 出入管理の意義と目的 ○ 出入管理の基本 ○ (出入管理) 形態別留意事項	講義及び実技	60分		
	ロ 巡回の方法に関すること。	A	○ 巡回の目的 ○ (巡回) 形態別着眼点 ○ (巡回) 一般的留意事項		60分		
	ハ 警報装置その他当該警備業務を実施するために使用に関すること。	A	○ 警報装置、その他警備業務を実施するために使用する機器の使用法 等		60分	60分	
		B					
	ニ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。	B	○ 不審者等に対する警戒の着眼点及び対応			60分	
ホ その他施設警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	B	○ 消防法 ○ 護身用具の取扱い及び護身の方法 ○ 遺失物取扱要領		60分			
備考					5時間	5時間	合計
							10時間

令和3年度 現任警備員教育計画書（2号業務）

教育区分	教育事項	パターン	内 容	教育方法	教育時間数		実施者	
					A/パターン	B/パターン		
基本教育	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。	A	○ 警備業の意義と重要性 ○ 警備業法第15条「警備業務実施の基本原則」	講 義	70分	70分	(一社)	
		B	○ 警備員の使命と心構え ○ 警備員の資質の向上					
	ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。	A	○ 警備業法の概要、憲法					
		B	○ 刑法、刑事訴訟法、遺失物法					
ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。	A	○ 警察機関等への連絡、通報要領 ○ 負傷者への救護と危険防止の措置及び避難誘導 ○ 現場保存	講義及び実技	50分		神奈川県警備業協会講師		
	B	○ 救急蘇生法 等			50分			
業務別教育	イ 当該警備業務を適正に実施するため必要な道路交通関係法令に関すること。	A	○ 道路交通法 等	講義及び実技	60分			
	ロ 車両及び歩行者の誘導方法に関すること。	A	○ 車両及び歩行者の誘導要領 等		60分			
	ハ 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法に関すること。	A	○ 雑踏の整理の方法と留意事項 等		60分			
	ニ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関すること。	B	○ 交通誘導警備業務用資機材の種類及び用途、機能 ○ 雑踏警備業務用資機材の種類及び用途、機能			60分		
	ホ 人若しくは車両の雑踏する場所又は通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生に際してとるべき措置に関すること。	B	○ 事故が発生した場合にとるべき措置等			60分		
ヘ その他当該業務を適正に実施するため必要な知識、技能に関すること。	B	○ 報告、連絡、相談の徹底 ○ 受傷事故防止 等			60分			
備考					5時間	5時間	合計 10時間	



現任警備員教育受講案内

2021年4月～

- ◇ 受付時間 (横浜会場)
午前8時40分～午前9時10分
* 受付時間前に研修室には入室できません。
* 待合室は、ありません。
- ◇ 教育時間 (横浜会場)
午前9時20分～ 午前11時30分 基本教育 2時間
午後0時10分～ 午後3時45分(終了時間) 業務別教育 3時間
- ◇ 当日の受付順に座席を指定します。

協会案内図



住所 〒231-0026 横浜市中区寿町2丁目5番地の1 川本工業ビル5階
電話 045-225-8825
FAX 045-225-8707

<交通>

JR石川町 北口から徒歩5分

専用駐車場 駐輪場はありません。

